

財務状況把握の結果概要

中国財務局 岡山財務事務所
岡山財務事務所財務課

(対象年度:平成28年度)

都道府県名	団体名
岡山県	久米南町

財政力指数	0.20	標準財政規模(百万円)	2,566
H29.1.1人口(人)	5,039	平成28年度職員数(人)	72
面積(Km ²)	78.65	人口千人当たり職員数(人)	14.3

<人口構成の推移

(単位:人)

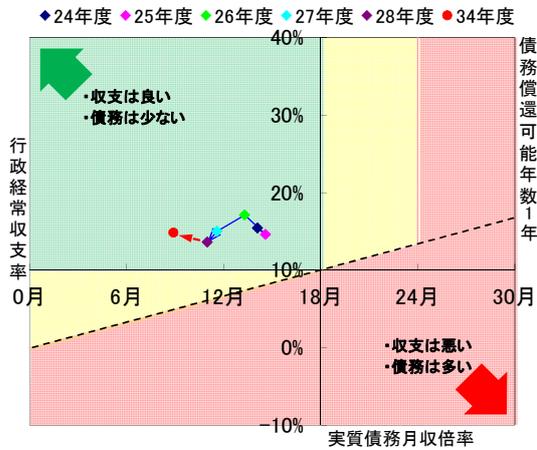
	総人口	年齢別人口構成						産業別人口構成					
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳~64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
17年国調	5,690	634	11.1%	2,984	52.4%	2,072	36.4%	929	31.3%	642	21.7%	1,391	46.9%
22年国調	5,296	563	10.6%	2,710	51.2%	2,023	38.2%	727	27.9%	532	20.4%	1,344	51.6%
27年国調	4,907	483	9.9%	2,344	47.8%	2,076	42.3%	653	27.1%	524	21.8%	1,229	51.1%
27年国調	全国平均		12.6%		60.7%		26.6%		4.0%		25.0%		71.0%
	岡山県平均		13.1%		58.2%		28.7%		4.8%		27.4%		67.8%

◆ヒアリング等の結果概要

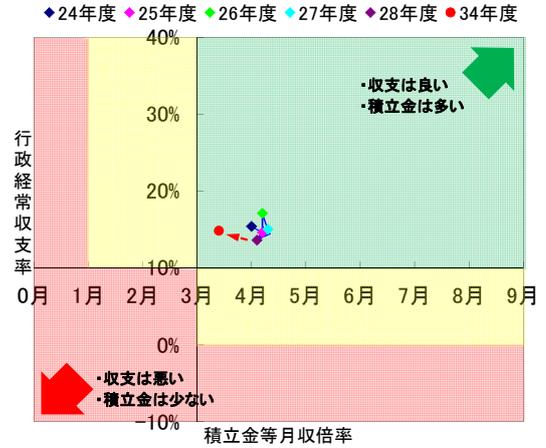
→ 過去5年間の動き

→ 今後(計画最終年度)の見通し

債務償還能力



資金繰り状況



債務高水準	積立低水準	収支低水準	該当なし
<p>【要因】</p> <p>建設債</p> <p>債務負担行為に基づく支出予定額</p> <p>公営企業会計等の資金不足額</p> <p>実質的な債務</p> <p>土地開発公社に係る普通会計の負担見込額</p> <p>第三セクター等に係る普通会計の負担見込額</p> <p>その他</p> <p>その他</p>	<p>【要因】</p> <p>建設投資目的の取崩し</p> <p>資金繰り目的の取崩し</p> <p>積立原資が低水準</p> <p>その他</p>	<p>【要因】</p> <p>地方税の減少</p> <p>人件費の増加</p> <p>物件費の増加</p> <p>扶助費の増加</p> <p>補助費等・繰出金の増加</p> <p>その他</p>	<p>✓</p>

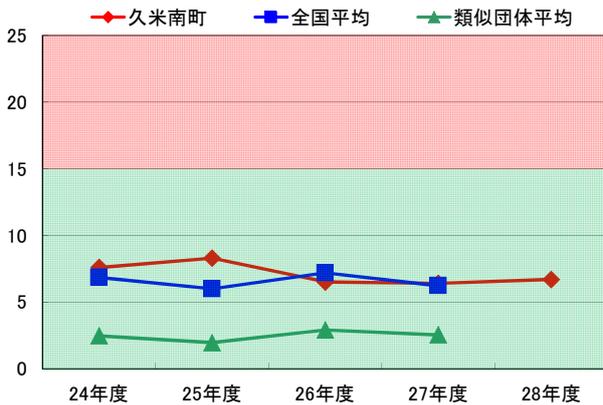
◆財務指標の経年推移

<財務指標>

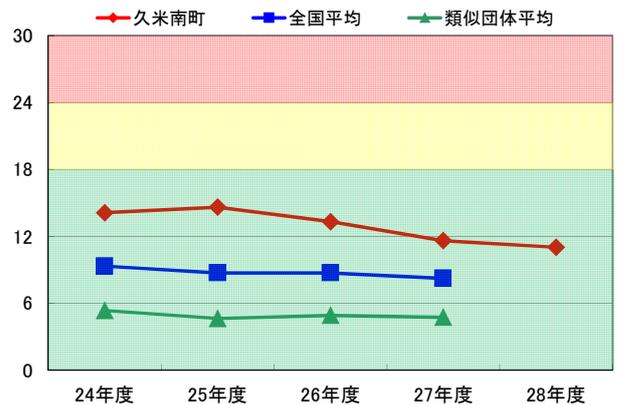
類似団体区分
町村 I-O

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	類似団体 平均値	全国 平均値	(参考) 岡山県 平均値
債務償還可能年数	7.6年	8.3年	6.5年	6.4年	6.7年	2.5年	6.2年	4.6年
実質債務月収倍率	14.1月	14.6月	13.3月	11.6月	11.0月	4.7月	8.2月	7.6月
積立金等月収倍率	4.0月	4.2月	4.2月	4.3月	4.1月	12.5月	7.4月	8.3月
行政経常収支率	15.4%	14.6%	17.1%	15.0%	13.6%	20.6%	14.7%	16.5%

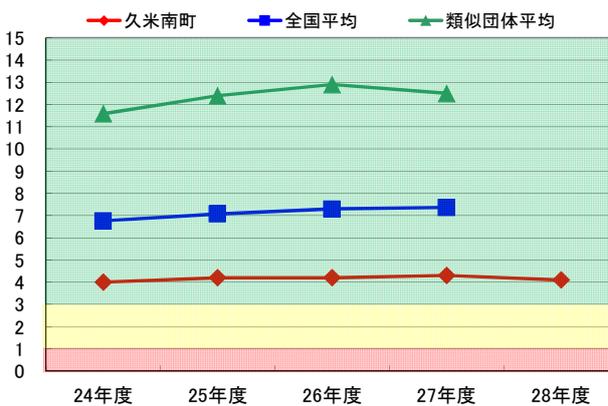
債務償還可能年数5カ年推移 (単位:年)



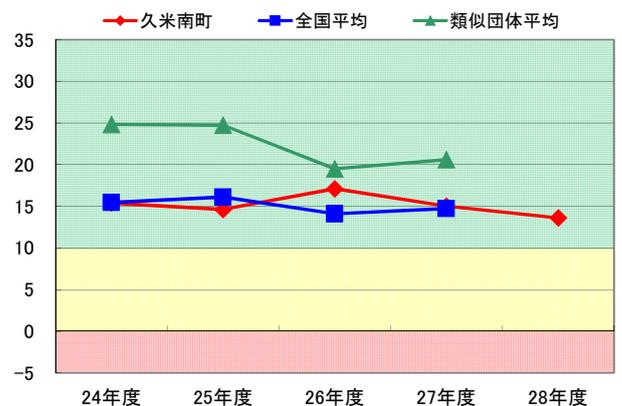
実質債務月収倍率5カ年推移 (単位:月)



積立金等月収倍率5カ年推移 (単位:月)



行政経常収支率5カ年推移 (単位:%)



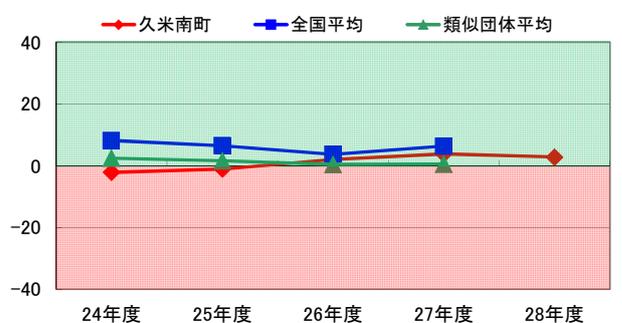
<参考指標>

(28年度)

健全化判断比率	久米南町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	-	20.00%	30.00%
実質公債費比率	11.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	69.7%	350.0%	-

基礎的財政収支(プライマリー・バランス)5カ年推移

(単位:億円)



※ 基礎的財政収支 = (歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩)) - (歳出 - (公債費 + 基金積立))

※ 基金は財政調整基金及び減債基金 (基金積立には決算剰余金処分による積立額を含まない。)

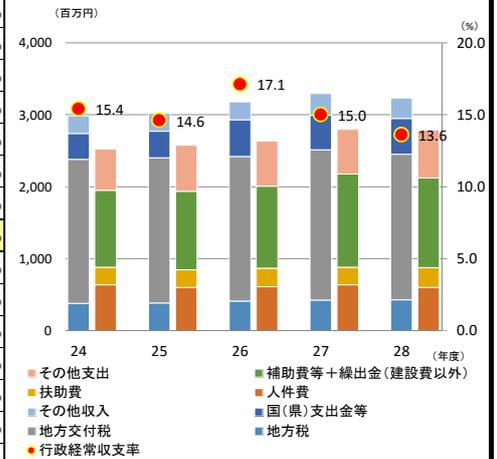
※1. 債務償還可能年数について、分子(実質債務)が0以下となる場合は「0.0年」を表示する。分子(実質債務)が0より大きく、かつ分母(行政経常収支)が0以下となる場合は「空文字」として表示する。
 ※2. 右上部表中の平均値については、各団体の27年度計数を単純平均したものである。
 ※3. 上記グラフ中の「類似団体平均」の類似区分については、27年度の類似区分による。
 ※4. 平均値の算出において、債務償還可能年数と実質債務月収倍率における分子(実質債務)がマイナスの場合には「0(年・月)」として単純平均している。

◆行政キャッシュフロー計算書

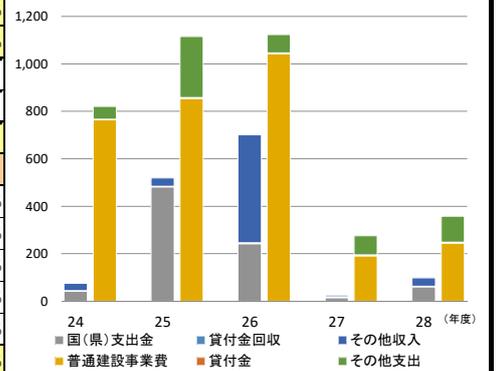
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	構成比	類似団体平均値 (27年度)	構成比
■行政活動の部■								
地方税	380	385	409	422	427	13.2%	335	11.5%
地方譲与税・交付金	136	133	132	179	167	5.2%	119	4.1%
地方交付税	2,003	2,017	2,009	2,091	2,022	62.6%	1,878	64.3%
国(県)支出金等	355	368	511	479	498	15.4%	403	13.8%
分担金及び負担金・寄附金	23	29	28	37	31	1.0%	50	1.7%
使用料・手数料	56	57	59	55	54	1.7%	88	3.0%
事業等収入	33	33	32	31	30	0.9%	45	1.5%
行政経常収入	2,985	3,021	3,180	3,294	3,231	100.0%	2,918	100.0%
人件費	635	599	610	636	602	18.6%	567	19.4%
物件費	485	553	535	541	602	18.6%	601	20.6%
維持補修費	24	27	31	27	19	0.6%	73	2.5%
扶助費	245	248	257	245	276	8.5%	189	6.5%
補助費等	535	554	572	693	648	20.0%	539	18.5%
繰出金(建設費以外)	534	535	571	603	600	18.6%	303	10.4%
支払利息 (うち一時借入金利息)	65 (1)	63 (1)	60 (1)	52 (0)	42 (0)	1.3%	36 (0)	1.2%
行政経常支出	2,524	2,578	2,636	2,798	2,789	86.3%	2,309	79.1%
行政経常収支	461	443	544	496	442	13.7%	610	20.9%
特別収入	69	46	30	85	68		78	
特別支出	64	65	16	0	15		54	
行政収支(A)	465	424	558	581	495		634	
■投資活動の部■								
国(県)支出金	41	481	242	15	60	61.2%	293	59.8%
分担金及び負担金・寄附金	31	20	12	5	5	5.2%	36	7.3%
財産売却収入	0	0	3	1	0	0.4%	16	3.2%
貸付金回収	3	3	3	3	3	3.1%	25	5.2%
基金取崩	0	15	441	2	30	30.2%	120	24.5%
投資収入	75	519	701	25	98	100.0%	490	100.0%
普通建設事業費	764	854	1,042	191	244	248.6%	881	179.8%
繰出金(建設費)	15	16	33	15	3	3.4%	20	4.2%
投資及び出資金	9	18	1	2	1	0.9%	4	0.8%
貸付金	3	4	4	4	4	4.2%	32	6.5%
基金積立	29	223	43	65	105	107.2%	174	35.5%
投資支出	821	1,115	1,122	276	358	364.2%	1,111	226.7%
投資収支	▲746	▲596	▲421	▲251	▲260	▲264.2%	▲621	▲126.7%
■財務活動の部■								
地方債 (うち臨財債等)	734 (142)	641 (140)	318 (135)	209 (132)	156 (97)	100.0%	446 (104)	100.0%
翌年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%
財務収入	734	641	318	209	156	100.0%	446	100.0%
元金償還額 (うち臨財債等)	405 (69)	403 (79)	408 (90)	470 (101)	472 (111)	302.0%	396 (100)	88.9%
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.0%
財務支出(B)	405	403	408	470	472	302.0%	396	88.9%
財務収支	329	238	▲90	▲261	▲316	▲202.0%	50	11.1%
収支合計	48	66	47	69	▲80		62	
償還後行政収支(A-B)	60	21	150	111	23		237	
■参考■								
実質債務 (うち地方債現在高)	3,516 (4,478)	3,683 (4,716)	3,541 (4,626)	3,206 (4,365)	2,965 (4,049)		704 (3,605)	
積立金等残高	1,004	1,070	1,117	1,186	1,106		2,943	

(百万円)

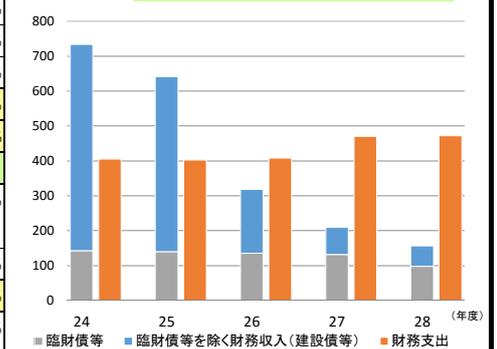
行政経常収入・支出の5カ年推移



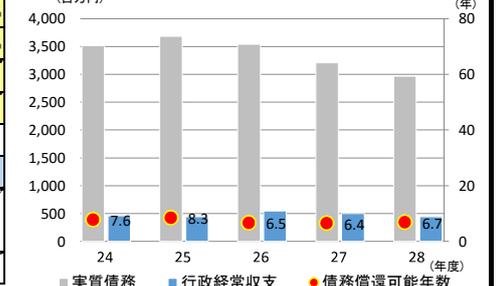
投資収入・支出の5カ年推移



財務収入・支出の5カ年推移



実質債務・債務償還可能年数の5カ年推移



〔久米南町〕

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

◎債務償還能力について(診断年度:平成 28 年度)

【分析方法】

・債務償還能力は、債務償還可能年数(※1)及び債務償還可能年数を構成する実質債務月収倍率(※2、3)と行政経常収支率(※4、5)を利用して、ストック面(償還すべき債務の水準)とフロー面(償還原資の獲得状況)の両面から分析したものである。

①ストック面

・実質債務月収倍率は、平成 26 年度以降低下しており、平成 28 年度では 11.0 月と診断基準である 18 月未満となっている。

・なお、全国平均は 8.2 月、類似団体平均は 4.7 月となっている(全国平均、類似団体平均は平成 27 年度平均値。以下同じ)。

②フロー面

・行政経常収支率は、平成 27 年度以降低下しているものの、平成 28 年度では 13.6%と診断基準である 10%以上となっている。

・なお、全国平均は 14.7%、類似団体平均は 20.6%となっている。

○ストック面とフロー面を組み合わせた指標である債務償還可能年数は、平成 28 年度では 6.7 年と診断基準である 15 年未満となっている。

・なお、全国平均は 6.2 年、類似団体平均は 2.5 年となっている。

【債務償還能力】

・①のストック面が債務高水準の状況にはないほか、②のフロー面も収支低水準の状況にはないことから、債務償還能力は留意すべき状況にはないと考えられる。

◎資金繰り状況について(診断年度:平成 28 年度)

【分析方法】

・資金繰り状況は、積立金等月収倍率(※6、7)と行政経常収支率を利用して、ストック面(資金繰り余力の水準)及びフロー面(経常的な資金繰りの余裕度)の両面から分析したものである。

①ストック面

・積立金等月収倍率は、平成 24 年度以降概ね横ばいで推移しており、平成 28 年度では 4.1 月と診断基準である 3 月以上となっている。

・なお、全国平均は 7.4 月、類似団体平均は 12.5 月となっている。

②フロー面

・行政経常収支率は、平成 27 年度以降低下しているものの、平成 28 年度では 13.6%と診断基準である 10%以上となっている。

・なお、全国平均は 14.7%、類似団体平均は 20.6%となっている。

【資金繰り状況】

・①のストック面が積立低水準の状況にはないほか、②フロー面も収支低水準の状況にはないことから、資金繰り状況は留意すべき状況にはないと考えられる。

【指標の説明】

※1 債務償還可能年数＝実質債務÷行政経常収支

- ・1年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているかを見るもの(家計に例えると、ローンを返済するのに何年かかるか)

※2 実質債務月収倍率＝実質債務÷(行政経常収入÷12)

- ・1月当たりの収入の何倍の債務があるかを見るもの(家計に例えると、ローンが給与の何倍か)
- ・実質債務＝地方債現在高＋有利子負債相当額－積立金等残高

※3 実質債務月収倍率についての診断基準

- ・診断基準①:実質債務月収倍率 24 月以上
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離している場合」に該当し、当該基準を超える場合は、そのみで財務上の問題「債務高水準」に該当するものと位置づけるもの。
- ・診断基準②:実質債務月収倍率 18 月以上 24 月未満
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離しているとはいえないものの、他の指標と合わせてみたときに財務状況に注意を要すると判断できる場合」に該当し、当該基準に該当するときは、債務償還可能年数が 15 年以上であるときに財務上の問題「債務高水準」に該当するものと位置づけるもの。

※4 行政経常収支率＝行政経常収支÷行政経常収入

- ・収入からどの程度の償還原資が生み出されているかを見るもの(家計に例えると、ローンの返済に回せるお金はどのくらいか)
- ・行政経常収支＝行政経常収入[地方税、地方交付税等]－行政経常支出[人件費、扶助費等]

※5 行政経常収支率についての診断基準

- ・診断基準①:行政経常収支率 0%以下
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離している場合」に該当し、当該基準を下回る場合は、そのみで財務上の問題「収支低水準」に該当するものと位置づけるもの。
- ・診断基準②:行政経常収支率 0%超 10%未満
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離しているとはいえないものの、他の指標と合わせてみたときに財務状況に注意を要すると判断できる場合」に該当し、当該基準に該当するときは、債務償還可能年数が 15 年以上であるときに財務上の問題「収支低水準」に該当するものと位置づけるもの。

※6 積立金等月収倍率＝積立金等残高÷(行政経常収入÷12)

- ・1月当たりの収入の何倍の積立金があるかを見るもの(家計に例えると、預貯金が給与の何倍か)
- ・積立金等残高＝現金預金＋その他特定目的基金

※7 積立金等月収倍率についての診断基準

- ・診断基準①:積立金等月収倍率 1 月未満
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離している場合」に該当し、当該基準を下回る場合は、そのみで財務上の問題「積立低水準」に該当するものと位置づけるもの。
- ・診断基準②:積立金等月収倍率 1 月以上 3 月未満
 - ・・・指標の値が、「著しく乖離しているとはいえないものの、他の指標と合わせてみたときに財務状況に注意を要すると判断できる場合」に該当し、当該基準に該当するときは、行政経常収支率が 10%未満であるときに財務上の問題「積立低水準」に該当するものと位置づけるもの。

○計数補正

・資金繰り状況について、以下のとおり計数補正を行っている。

●補正科目

〔その他特定目的基金〕

- ①平成 24 年度： 606,132 千円減額補正
- ②平成 25 年度： 813,942 千円減額補正
- ③平成 26 年度： 416,230 千円減額補正
- ④平成 27 年度： 479,074 千円減額補正
- ⑤平成 28 年度： 554,755 千円減額補正

(補正理由)

その他特定目的基金のうち、基金条例に繰替運用が可能である旨の規定がないものについては、繰替運用を行うことができず、資金繰り余力としての役割を果たさないため。

●財務指標(補正前→補正後)

- ・ 債務償還可能年数：平成 24 年度： 6.3 年 → 7.6 年
平成 25 年度： 6.4 年 → 8.3 年
平成 26 年度： 5.7 年 → 6.5 年
平成 27 年度： 5.4 年 → 6.4 年
平成 28 年度： 5.4 年 → 6.7 年
- ・ 実質債務月収倍率：平成 24 年度： 11.7 月 → 14.1 月
平成 25 年度： 11.3 月 → 14.6 月
平成 26 年度： 11.7 月 → 13.3 月
平成 27 年度： 9.9 月 → 11.6 年
平成 28 年度： 8.9 月 → 11.0 月
- ・ 積立金等月収倍率：平成 24 年度： 6.5 月 → 4.0 月
平成 25 年度： 7.4 月 → 4.2 月
平成 26 年度： 5.7 月 → 4.2 月
平成 27 年度： 6.0 月 → 4.3 年
平成 28 年度： 6.1 月 → 4.1 月

◎財務の健全性等に関する事項

1. 収支計画から把握した今後の見通しについて

○収支計画策定の有無及び計画名

- ・収支計画名: 財政運営適正化計画
- ・策定年度: 平成 29 年度(平成 29 年 11 月)
- ・計画期間: 平成 29 年度～34 年度
- ・本収支計画は、直近の平成 29 年度決算見込値を反映しており、町長了解済みのものである。

○収支計画からみた平成 29 年度の見込み

- ・債務償還能力については、行政経常収支率 19.4%、実質債務月収倍率 10.0 月、債務償還可能年数 4.3 年であり、留意すべき状況にはないと考えられる。
- ・資金繰り状況については、行政経常収支率 19.4%、積立金等月収倍率 3.7 月であり、留意すべき状況にはないと考えられる。

○収支計画最終年度(平成 34 年度)の見通し

(1)債務償還能力について

①ストック面(償還すべき債務の水準)

○実質債務月収倍率：低下する見通し 平成 28 年度 11.0 月 → 平成 34 年度 8.9 月(▲2.1 月)

- ・地方債現在高は、庁舎改修整備事業(工期:平成 30～32 年度、起債予定額 700 百万円)に対して多額の起債を見込むものの、中学校改築整備事業(工期:平成 24～27 年度、平成 28 年度末起債残高 515 百万円)や町民文化センター整備事業(工期:平成 11～13 年度、同 440 百万円)等の大規模事業に係る起債の償還が行われることから、診断年度(平成 28 年度)と比較して 765 百万円減少する見通しである。
- ・積立金等残高は、起債の償還原資として財政調整基金の一部を取り崩すこととしていることから、同 176 百万円減少する見通しである。
- ・この結果、実質債務は、同 588 百万円減少する見通しである。
- ・行政経常収入は、人口減少による基準財政需要額の減少に伴い地方交付税が減少することから、同 36 百万円減少する見通しである。
- ・計画最終年度の実質債務月収倍率は、実質債務の減少の影響が大きいことから、診断年度と比較して低下し、8.9 月(診断基準:18 月以上)となる見通しである。

②フロー面(償還原資の獲得状況)

○行政経常収支率：上昇する見通し 平成 28 年度 13.6% → 平成 34 年度 14.8%(+1.2 ポイント)

- ・行政経常収入は、上記①のとおり、診断年度(平成 28 年度)と比較して 36 百万円減少する見通しである。
- ・行政経常支出は、高齢化の進展等に伴い扶助費が同 76 百万円増加するものの、下水道事業債の償還が進むことで同事業への繰出金(建設費以外)が同 66 百万円減少するほか、平成 28 年度に民間事業者へ委託した地方創生関連事業が平成 29 年度以降当該事業者の自主運営となることなどから、委託料を中心に物件費が同 62 百万円減少することなどを受け、同 70 百万円減少する見通しである。
- ・このため、行政経常収支は、同 34 百万円増加する見通しである。
- ・計画最終年度の行政経常収支率は、上述のとおり、行政経常支出の減少に伴う収支の増加により、診断年度と比較して上昇し、14.8%(診断基準:10%未満)となる見通しである。

○ストック面とフロー面を組み合わせた指標である債務償還可能年数：短期化する見通し

平成 28 年度 6.7 年 → 平成 34 年度 4.9 年(▲1.8 年)

- ・実質債務は上記①のとおり減少し、行政経常収支は上記②のとおり増加する見通しである。
- ・計画最終年度の債務償還可能年数は、実質債務の減少を主因に診断年度と比較して短期化し、4.9 年(診断基準:15 年以上)となる見通しである。

【債務償還能力】

- ・①のストック面は債務高水準の状況にはないほか、②のフロー面も収支低水準の状況にはない。
- ・このため、債務償還能力の今後の見通しについては、留意すべき状況にはないと考えられる。

(2)資金繰り状況について

①ストック面(資金繰り余力の水準)

○積立金等月収倍率：低下する見通し 平成 28 年度 4.1 月 → 平成 34 年度 3.4 月(▲0.7 月)

- ・積立金等残高、行政経常収入ともに、上記(1)①のとおり減少する見通しである。
- ・計画最終年度の積立金等月収倍率は、積立金等残高の減少の影響が大きいことから、診断年度と比較して低下するものの、引き続き診断基準である 3 月以上となる見通しである。

②フロー面(経常的な資金繰りの余裕度)

○行政経常収支率：上昇する見通し 平成 28 年度 13.6% → 平成 34 年度 14.8%(+1.2 ポイント)

・計画最終年度の行政経常収支率は、上記(1)②のとおり診断年度と比較して上昇し、引き続き診断基準である 10%以上となる見通しである。

【資金繰り状況】

- ・①のストック面が積立低水準の状況にはないほか、②のフロー面も収支低水準の状況にはない。
- ・このため、資金繰り状況の今後の見通しについては、留意すべき状況にはないと考えられる。

2. 財務の健全性確保に向けた留意事項等について

(1) 財政構造の特徴について

① 収支の状況について

貴町の行政経常収支率は、診断年度である平成 28 年度において 13.6%と診断基準である 10%を上回っているものの、類似団体(平成 27 年度平均値。以下同じ)と比較して▲7.0 ポイント劣位となっている。

これは、下水道事業において起債の償還がピークを迎える中であって、償還原資を補うために貴町の普通会計から同事業への繰出比率が高く(平成 28 年度:7.3%)なっており、当該比率が類似団体と比較して劣位(147 団体の 142 位)にあることが要因と考えられる。

② 債務残高の状況について

貴町の実質債務月収倍率は、診断年度である平成 28 年度において 11.0 月と診断基準である 18 月を下回っているものの、類似団体(平成 27 年度)との比較では+6.3 月劣位となっている。

これは、地方債現在高は平成 26 年度以降減少しているものの、近年実施した中学校改築整備事業(平成 28 年度末起債残高:515 百万円)や町民文化センター整備事業(同 440 百万円)をはじめとする大規模事業に係る起債残高が依然として実質債務に影響を与えていることなどが要因と考えられる。

(2) 地方創生への取り組みについて

貴町は、平成 27 年 10 月に、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年を計画期間とした「久米南町創生総合戦略」を策定している。同戦略では 4 つの基本目標として、「子育て環境を整え、魅力あるまちづくりの推進」、「地域を支える担い手の移住・定住促進」、「持続的な地域経済の維持」、「持続的な地域力の創出と維持」を掲げ、各種施策に取り組んでいる。また、これらの推進にあたっては、外部有識者の意見も踏まえた毎年度の事業評価に基づき、適宜見直しを行うなど、PDCAサイクル確立により施策を推進している。

こうした中、貴町では地方創生に係る特徴的な取り組みの一つとして、平成 28 年度から 3 か年の計画で、地方創生加速化交付金を活用した「道の駅と限界集落をつなぐ『ガールズファーム』事業」を展開している。同事業は、基幹産業である農業を基軸に据え、地域資源の発掘とそれを活かした特産物等を道の駅と繋げることにより、地域再生と産業・観光振興の活性化を図ることを目的としており、現在、全国から独立就農を目指す女性(農業女子)が移住して生産技術の習得等に取り組んでいる。また、平成 29 年 8 月に空き家を改修してカフェ(棚田テラス 粉庵)を整備・オープンしたことで、町民の憩いの場となるとともに、地域外からの誘客にも繋がっている。今後は、これらの取組みが地域に根差し、貴町の活性化に着実に繋がることが期待されている。

(3) 今後の財政運営について

貴町は、平成 30 年度から平成 32 年度にかけて庁舎の改修整備を計画しているほか、今後公共施設の更新等が本格化する見込みであり、これらに対して多額の財政負担が見込まれている。このため、貴町では、平成 29 年 3 月に「久米南町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総延床面積を 30 年間で 30%以上縮減することや、長寿命化・更新時期の分散化などにより、中長期的な視点から財政負担の軽減・平準化を目指すこととしている。

については、上記の庁舎改修整備にあたって規模の最適化等に留意するとともに、「久米南町公共施設総合管理計画」を踏まえた取り組みを着実にを行うことにより、今後も健全かつ持続的な財政運営に努めていくことが望まれる。

(4) その他の留意事項等について

貴町の下水道事業については、上記 2. (1)①のとおり、普通会計から同事業への繰出比率が類似団体に比べて劣位にある。こうした中、貴町の収支計画(財政運営適正化計画)によれば、平成 28 年度以降下水道事業債残高の減少に伴って同比率は改善する見通しとなっており、今後、同計画に基づき、普通会計の繰出負担の軽減に向けた健全な事業経営が望まれる。

1. 地方公共団体の財務状況把握

財務状況把握は、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確認する観点から、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するものです。

2. 債務償還能力

債務償還能力については、実質債務が大きくても償還原資が充実していれば、債務償還能力には問題がない、あるいは、償還原資が小さくても実質債務が小さければ、債務償還能力には問題がないと考えられます。

よって、債務償還能力は、債務償還可能年数と、この債務償還可能年数を分解した実質債務月収倍率及び行政経常収支率とを利用して把握します。

注：実質債務とは

実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものです。

また、有利子負債相当額は、翌年度繰上充用金に健全化判断比率及び資金不足比率等に関する算定様式上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、公営企業会計等の資金不足額、土地開発公社に係る普通会計の負担見込額及び第三セクター等に係る普通会計の負担見込額を加算したものです。

ただし、平成18年度までは、翌年度繰上充用金と決算統計上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の合計額としています（以下同様）。

3. 資金繰り状況

資金繰り状況については、積立が少なくても行政経常収支の黒字が多ければ資金繰りは問題がない、あるいは、行政経常収支の黒字が少ない場合でも積立が潤沢であれば資金繰りは問題ないと考えられます。

よって、資金繰りリスクは、行政経常収支率と積立金等月収倍率を利用して把握します。

4. 行政キャッシュフロー計算書

財務状況把握では、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するため、現金の流れを捉える行政キャッシュフロー計算書を作成しています。

行政キャッシュフロー計算は、決算統計等のデータに基づき地方公共団体の一会計年度における収入・支出を「行政活動」、「投資活動」、「財務活動」の区分ごとに表示したものであり、債務償還可能年数や実質債務月収倍率、行政経常収支率など企業会計の財務分析手法を応用した指標が容易に算定できるメリットがあります。

なお、当該財務指標は決算統計等に基づく行政キャッシュフロー計算書を利用して統一的手法により算定されることから、ヒアリングを踏まえて、行政キャッシュフロー計算書の科目を実態に合わせて補正することがあります。

決算統計と行政キャッシュフロー計算書の関係は、「別表」のとおりです。

5. 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定する財務指標

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標であり、債務が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるのかを示したものです。

また、債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高く、債務償還可能年数が長いほど債務償還能力が低いといえます。

（参考1）債務償還可能年数の算式

$$\begin{aligned} \text{債務償還可能年数} &= \text{実質債務} / \text{行政経常収支} \\ &= (\text{実質債務月収倍率} / 12) / \text{行政経常収支率} \end{aligned}$$

（参考2）実質債務

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額}^{\ast 1} - \text{積立金等}^{\ast 2}$$

※1 有利子負債相当額 = 翌年度繰上充用金 + 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額 + 公営企業会計等の資金不足額 + 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額 + 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

※2 積立金等 = 現金預金（歳計現金 + 財政調整基金 + 減債基金） + その他特定目的基金

② 実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標であり、実質債務が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）に相当するかを示したものです。

また、実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べた実質債務が大きいといえます。

なお、実質債務は、地方債現在高に、有利子負債相当額（将来、普通会計が負担することが確実、あるいは、その蓋然性が高いことから実質的に有利子負債とみなされるもの）を加算し、積立金等を控除したものです。

（参考）実質債務月収倍率の算式

$$\text{実質債務月収倍率} = \text{実質債務} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

③ 積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金等の積立金等が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）あるかを表す指標であり、資金繰りに係るリスクに備えどれだけの厚みをもって資金が積み立てられているかという耐久余力を示したものです。

（参考）積立金等月収倍率の算式

$$\text{積立金等月収倍率} = \text{積立金等} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

④ 行政経常収支率

行政経常収支率は、行政経常収入に対する行政経常収支の割合です。

具体的には、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという

償還原資の獲得能力や、経常的な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な資金繰り状況を示したものです。

(参考) 行政経常収支率の算式

$$\text{行政経常収支率} = \text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

6. 財務指標の基準について

財務状況把握では、財務上の問題を把握するために、前述の財務指標を、統計的手法を用いて類型化しています。

具体的には、各系統に属する指標（債務系統→実質債務月収倍率、積立系統→積立金等月収倍率、収支系統→行政経常収支率）毎に、標準偏差 1.0σ（シグマ）を超える指標値（概ね下位 15%）を“著しく乖離している”、標準偏差 0.5σを超える指標値（概ね下位 30%）を“乖離している”とし、その過去5年間の単純平均に端数処理を施した上で基準値を設定しています。

ただし、行政経常収支率における“著しく乖離している”場合は、標準偏差にかかわらず「0%以下」と定義しています。行政経常収支率が0%以下になるとは償還原資がないことを意味し、1%と0%では単なる1%の差以上の意味合いがあるからです。

基準はこのように相対基準であるため、基準に該当したことをもって、必ずしも常に財務上の問題があるとは言えず、また、該当しなかったことをもって財務上の問題が全くないことを表しているものではないことに留意する必要があります。

なお、系統ごとの基準値の考え方は、以下のとおりです。

系 統	問 題	定 義
債務系統	債務高水準	① 実質債務月収倍率 24.0 月以上 ② 実質債務月収倍率 18.0 月以上 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上
積立系統	積立低水準	① 積立金等月収倍率 1.0 月未満 ② 積立金等月収倍率 3.0 月未満 かつ行政経常収支率 10.0%未満
収支系統	収支低水準	① 行政経常収支率 0.0%以下 ② 行政経常収支率 10.0%未満 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上

7. 類似団体平均値

類似団体平均値は、行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型に分類した類似団体について、各所属団体の計数を単純平均したものです。

別表

地方公共団体の決算統計と行政キャッシュフロー計算書の対応関係

決算統計				行政キャッシュフロー計算書		
科目名				部	科目名	
歳入						
地方税				行政収入	地方税	
地方譲与税				行政収入	地方譲与税・交付金	
利子割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
配当割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
株式等譲渡所得割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
ゴルフ場利用税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
特別地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
軽油引取税・自動車取得税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方特例交付金等				行政収入	地方譲与税・交付金	
地方交付税・特別区財政調整交付金				行政収入	地方交付税	
交通安全対策特別交付金				行政収入	国（県）支出金等	
分担金及び負担金				投資収入	分担金及び負担金・寄附金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
その他				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
使用料				行政収入	使用料・手数料	
手数料				行政収入	使用料・手数料	
国庫支出金				投資収入	国（県）支出金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入	
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	国（県）支出金等	
国有提供施設等所在市町村助成交付金				行政収入	国（県）支出金等	
都道府県支出金				投資収入	国（県）支出金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入	
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入	
その他				行政収入	国（県）支出金等	
財産収入				行政収入	事業等収入	
財産運用収入				投資収入	財産売払収入	
財産売払収入				投資収入	財産売払収入	
寄附金				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
その他				行政収入	分担金及び負担金・寄附金	
繰入金				投資収入	基金取崩	
公営企業（法非適）等		基金	基金からの借入金の繰入			
			その他繰入（※3）	積立基金	財政調整基金（※1）	
				減債基金（※1）	その他特定目的基金	
				定額運用基金		
		その他				
		公営企業（法適）等				
繰越金（※2）						
諸収入				行政収入	事業等収入	
収益事業収入				行政収入	事業等収入	
各種貸付金				投資収入	貸付金回収	
回収元金				行政収入	事業等収入	
元利収入				行政収入	事業等収入	
その他				行政収入	事業等収入	
その他				行政収入	行政特別収入	
経常的なもの				行政収入	行政特別収入	
臨時的なもの				行政収入	行政特別収入	
地方債				財務収入	地方債	
歳出						
人件費				行政支出	人件費	
物件費				行政支出	物件費	
維持補修費				行政支出	維持補修費	
扶助費				行政支出	扶助費	
補助費等				行政支出	補助費等	
普通建設事業費				投資支出	普通建設事業費	
災害復旧事業費				行政支出	行政特別支出	
失業対策事業費				行政支出	行政特別支出	
公債費				財務支出	元金償還額	
		元利償還額	元金	行政支出	支払利息	
			利子	行政支出	支払利息	
		一時借入金	利子	行政支出	支払利息	
積立金						
財政調整基金（※1）						
減債基金（※1）						
その他特定目的基金						
投資及び出資金				投資支出	基金積立	
貸付金				投資支出	投資及び出資金	
繰出金				投資支出	貸付金	
		基金	定額運用基金	投資支出	基金積立	
			その他	投資支出	基金積立	
		その他	建設費操出	投資支出	繰出金（建設費）	
			その他	行政支出	繰出金（建設費以外）	
前年度繰上充用金				財務支出	前年度繰上充用金	
その他						
基金						
取崩し額（※3）						
		歳計剰余金処分	積立基金	投資支出	基金積立	
		調整額	積立基金	行政収入・支出	行政特別収入・支出	
				行政収入・支出	行政特別収入・支出	
				減債基金	行政特別収入・支出	
翌年度繰上充用金				財務収入	翌年度繰上充用金	

※1 現金預金の内訳項目間の振替であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※2 現金預金（歳計現金）の期首残高であるため、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※3 差額を行政特別収入として計上する。

4つの財務指標のイメージ

(個人のおサイフに例えてみました。)

<p>じっしつさいむげっしょうばいりつ 実質債務月収倍率</p>	<p>実質的な借金(自身の借入 + 親族・知人等借入の保証 - 自身の預貯金等)を月収すべて(生活費ゼロで、飲まず食わず)返済に充てた場合、返済に何ヶ月かかるかを示しています。</p> $\frac{\text{自身の借入(ローン、クレジット等)} + \text{親、兄弟等、他の借入の保証} - \text{預貯金等}}{\text{年収(ただし臨時的な収入は除きます)} / 12\text{ヶ月}}$
<p>まいむしょうかんのうねんすう 債務償還可能年数</p>	<p>実質的な借金(自身の借入 + 親族・知人等借入の保証 - 自身の預貯金等)を年収から生活費を除いた残額で返済する場合、何年かかるかを示しています。</p> $\frac{\text{自身の借入(ローン、クレジット等)} + \text{親、兄弟等、他の借入の保証} - \text{預貯金等}}{\text{年収(ただし臨時的な収入は除きます)} - \text{生活費}}$
<p>つみたてきんとうげっしょうばいりつ 積立金等月収倍率</p>	<p>月収の額で何ヶ月分の蓄え(預貯金等)があるかを示しています。 即ち、突然収入が入らなくなった時に、何ヶ月生活できるかを示していることになります。</p> $\frac{\text{預貯金等}}{\text{年収(ただし臨時的な収入は除きます)} / 12\text{ヶ月}}$
<p>ぎょうせいけいじょうしゅうしりつ 行政経常収支率</p>	<p>年収に対する余裕資金の割合を示しています。 即ち、自身の借入などの返済や預貯金に回せるお金はどのくらいかを示していることになります。</p> $\frac{\text{年収(ただし臨時的な収入は除きます)} - \text{生活費}}{\text{年収(ただし臨時的な収入は除きます)}}$